

## 福岡県特産工芸品等産業産地補助金交付要綱

### (通則)

第1条 福岡県特産工芸品等産業産地補助金(以下「補助金」という。)の交付については、福岡県補助金等交付規則(昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。)によるほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、「組合等」とは、「福岡県特産工芸品等指定要綱」第2条の規定により指定された特産工芸品等を製造する事業者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会又は個人若しくは企業等をいう。

### (補助金の交付の目的)

第3条 この補助金は、組合等が行う事業に要する経費の一部を補助することにより、伝統工芸品産業における中小企業の振興を図り、もって県民の生活に豊かさと潤いを与えるとともに地域経済の発展に寄与し、県民経済の健全な発展に資することを目的とする。

2 前項の規定にかかわらず、事業を行う組合等が次の各号に掲げるものに該当するときは補助の対象としない。

- (1) 暴力団又は暴力団員
- (2) 暴力団員が役員となっている組合等
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する組合等

### (補助金の交付の対象)

第4条 補助事業及び補助対象経費は、別表に掲げるとおりとする。

### (補助率等)

第5条 補助金の額は、第4条に規定する補助対象経費の2分の1以内とする。

2 補助金の交付額は、500千円と別表に定める補助対象経費に補助率を乗じた額とを比較して少ない方の額とする。

### (補助金の交付の申請)

第6条 規則第3条に規定する交付申請は、様式第1号によるものとする。

2 補助金の交付を申請しようとする組合等の長は、前項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明

らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認められるときは、補助金の交付の決定を行い、様式第2号による通知書により申請者に通知するものとする。

2 前条の規定による補助金交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 知事は、前条第2項により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該仕入れに係る消費税等相当額を減額するものとする。

4 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額について、補助金の額の確定後において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項に規定する知事が定める期日は、交付決定の通知を受けた日から20日以内とする。

(補助事業の計画変更の承認)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ様式第3号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業に要する経費の配分のうち、事業区分ごとの各経費区分間の配分額の20%以内の金額の軽微な変更をしようとする場合については、この限りでない。

2 知事は、前項の承認に際し、必要に応じ条件を付し、これを変更することができる。

3 第7条第1項の規定は、第1項の申請を受けて交付決定の内容等の変更を決定する場合に準用する。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、様式第4号による補助事業の中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式第5号による補助事

業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 規則第11条に規定する状況報告は、様式第6号によるものとし、補助事業を行う会計年度の9月30日現在における補助事業の遂行状況について、当該年度の10月15日までに報告しなければならない。ただし、9月30日までに補助事業を完了又は廃止したときを除く。

(実績報告)

第13条 規則第13条に規定する実績報告は、様式第7号によるものとし、その提出期限は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた日を含む。）から10日を経過した日又は翌会計年度の4月5日のいずれか早い日とする。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、当該仕入れに係る消費税等相当額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者へ通知するものとする。

- 2 規則第17条第1項及び第2項に規定する返還の期限は、当該返還命令の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の概算払及び精算払の請求)

第15条 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、様式第8号による請求書を知事に提出しなければならない。

(財産の処分及び管理)

第16条 補助事業者は、規則第20条の規定により財産の処分について知事の承認を受けようとするときは、様式第9号による申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、知事は、当該財産が別に定める期間を経過している場合を除き、補助事業者が取得財産の処分をすることにより、収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

- 2 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってそ

の効率的運用を図らなければならない。

(仕入れに係る消費税等相当額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、様式第10号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金に係る経理)

第18条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類等を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度から令和7年度までの補助金について適用する。

別 表 (第 4 条 関 係)

## 補 助 対 象 経 費

補助事業区分	補 助 対 象 経 費 の 区 分	
	経 費 区 分	内 容
後継者育成事業	研修講師謝金	講師謝金
	研修講師旅費	講師旅費
	職員旅費 (若年層等後継者創出育成のみ適用)	事務局員打合せ旅費
	研修旅費	研修旅費(研修カリキュラムに基づく産地外研修実施分に限る。)
	研修教材等諸費 (後継者・従事者育成のみ適用)	テキスト代(資料作成・印刷費、資料コピー費、教材用図書購入費)、研修に要する原材料購入費、簡単な工具・用具類の購入費、研修室借料、資料購入費・借料(工程を示した実物見本、完成品を含む)、アルバイト賃金、保険料、機器、道具類借料
	実習・指導費等 (若年層等後継者創出育成のみ適用)	実施要領作成・印刷費、実習ガイド作成・印刷費、実習に要する原材料購入費、簡単な工具・用具類の購入費、資料コピー費、実習工房等借料、資料購入費・借料(工程を示した実物見本、完成品を含む)、機器・道具類借料、車両借上費(複数の実習会場間移動限定)、アルバイト賃金、保険料、報告書作成費
	広報費 (若年層等後継者創出育成のみ適用)	募集案内・ポスター作成費又は外注費、発送費
技術・技法の記録収集・保存事業	企画会議費	委員謝金、委員旅費、会場費、会議費
	資料収集費	文献資料等購入費、作品資料購入費、文献等借料
	記録メディア等、記録文献作成費	専門家謝金、記録メディア等・記録文献作成費、印刷製本費、外注費

原材料確保対策事業	企画会議費	委員謝金、委員旅費、会場費、会議費
	研究会費	研究員謝金、研究員旅費、会場費、会議費
	原材料開発研究調査費	調査旅費、報告書作成費、原材料収集・分析・調査費、外注費
需要開拓事業	企画会議費	委員謝金、委員旅費、専門家謝金、専門家旅費、会場費、会議費
	展示会開催事前準備費	マーケティング調査費、事務打合せ旅費、通信連絡費、印刷広報費（ポスター・パンフレット・ウェブサイト・開催要綱・案内状作成費、発送費、掲載費等）、アルバイト賃金、映像資料等作成費、翻訳費
	展示会開催事業費	会場費、装飾費、出品物梱包及び運送費、出展旅費、通訳・翻訳費、アルバイト賃金、保険料、外注費、知財権出願関連費、展示会場内において実演等を行う場合の実演等謝金、実演等旅費、原材料費（必要最小限の量）
	展示会成果検討費	検討委員謝金、検討委員旅費、会場費、会議費、印刷費、アルバイト賃金、検討用資料印刷費、報告書作成費、翻訳費
意匠開発事業	企画会議費	委員謝金、委員旅費、専門家謝金、専門家旅費、会場費、会議費
	意匠開発費	マーケティング調査費、事務打合せ旅費、専門家外注費（デザイン費等）、専門家旅費、新商品試作費
	求評会開催事業費	会場費、会場設営費、出展旅費、出品物梱包及び運送費、通訳・翻訳費、通訳・翻訳印刷・広報費（ポスター・パンフレット・ウェブサイト・開催要領・案内状作成費、発送費、掲載費等）、外注費、アルバイト賃金、保険料
	求評会成果検討費	検討委員謝金、検討委員旅費、会場費、会議費、成果アンケート調査用紙印刷費、アルバイト賃金、印刷費、報告書作成費、翻訳費

※上記各事業については、EC サイト等 Web 上での事業も対象とする。

様式第1号（第6条関係）

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

申請者住所  
団体名  
（フリガナ）  
申請者氏名

（自署又は記名押印）

生 年 月 日

〇〇〇年度福岡県特産工芸品等産業産地補助金交付申請書

標記補助金の交付について、福岡県特産工芸品等産業産地補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額  
(1) 補助事業に要する経費 金 円也  
(2) 補助金交付申請額 金 円也
- 3 補助事業の内容及び経費の配分  
別紙 事業計画書のとおり

(注) 仕入れに係る消費税等相当額がある場合は、補助金交付申請額の下に次の算式を明記すること。

(補助金所要額－仕入れに係る消費税等相当額＝補助金額)

様式第1号②（第6条関係）

役員一覧

（法人名） 該当する性別・年号を丸で囲んでください

役職名	(フリガナ) 氏名	性別	住所（都道府県名）	生年月日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日

※役員全員を記載すること。



別 紙

## 事 業 計 画 書

1 事業区分の名称

2 実施団体名

3 事業内容

実施テーマ名

必要性・期待される効果及び目標

事業実施方法

実施日程（開始予定日／完了予定日）

実施予定場所

4 補助対象経費等

経 費 区 分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補 助 金 交付申請額	備 考
そ の 他				
合 計				

注) 補助対象経費の内訳につき、積算根拠の明細を別紙2として添付すること。

5 補助事業に要する経費の調達方法

都 道 府 県 の 補 助 金	円
事 業 協 同 組 合 等 の 資 金	円
その他 ( )	円
合 計	円

6 今後の事業計画

(1) ○○○年度

必要性・期待される効果及び目標

事業実施方法

実施日程（開始予定日／完了予定日）

実施予定場所

経費の調達方法

都道府県の補助金	円
事業協同組合等の資金	円
その他（ ）	円
合計	円

(2) ○○○年度

必要性・期待される効果及び目標

事業実施方法

実施日程（開始予定日／完了予定日）

実施予定場所

経費の調達方法

都道府県の補助金	円
事業協同組合等の資金	円
その他（ ）	円
合計	円

注) 各事業区分ごとに記載すること。

様式第2号（第7条関係）

番 号

申請者住所

申請者氏名

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度福岡県特産工芸品等産業産地補助金については、福岡県特産工芸品等産業産地補助金交付要綱（令和5年4月1日施行。以下「要綱」という。）第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付します。

年 月 日

福岡県知事 氏 名

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、その内容、補助事業に要する経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額の区分は、年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度福岡県特産工芸品等産業産地補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）第8条の規定に基づく決定の取消等により補助金の額が変更されたときは、別に通知するとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 補助金の確定額は、1により配分された経費ごとの実支出額とそれに対応する補助金の額（変更されたときは、変更後の額とする。）のいずれか低い額の合計額とする。
- 4 上記によるものの他、規則及び要綱に従わなければならない。

（注）1 規則第4条第2項の規定に基づき申請書の記載内容に修正を加えて交付決定した場合は、1の「年 月 日」以下を「別紙のとおりとする。」に書き替え、様式第1の別紙に準じた様式の別紙に交付決定の内容を記載して通知する。

2 要綱第6条第2項に該当する場合は、上記4の位置に「4 補助金に係る消費税等相当額については要綱の定めるところにより、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、当該仕入に係る消費税等相当額を減額することとなる。」と挿入し、上記4を5に繰り下げて記載する。

3 上記の他、必要があつて条件を加えて交付決定した場合は、その条件を上記に加えて通知する。

様式第3号（第9条関係）

番 号  
年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

申 請 者 住 所

申 請 者 氏 名

（自署又は記名押印）

〇〇〇年度福岡県特産工芸品等産業産地補助金に係る  
補助事業の内容（経費の配分）の変更承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があつた標記補助事業の内容（経費の配分）を下記のとおり変更したいので、福岡県特産工芸品等産業産地補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき承認を申請します。

記

1 事 業 名

2 変 更 の 内 容

3 変 更 の 理 由

- （注） 1 変更の内容及び理由は、できる限り詳細に記入すること（補助事業の追加による変更の場合は、様式第1号に準じた事業計画書を添付すること。）。
- 2 経費の配分の変更を行う場合は、別紙経費配分書を提出すること。
- 3 変更の理由には、計画変更が補助事業に及ぼす影響を記入すること。
- 4 仕入れに係る消費税等相当額がある場合は、補助金の下に次の算式を明記すること。

（補助金所要額－仕入れに係る消費税等相当額＝補助金額）

別 紙

補 助 事 業 の 経 費 の 配 分

(1) 計画変更後の経費の配分及び算出基礎

(単位：円)

事業区分	補助事業に 要する経費		補助対象経費		補助金額		備考
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
そ の 他							
合 計							

(注) 変更後の補助対象経費の内訳につき、積算根拠の明細を別紙2として添付すること。

(2) 計画変更が補助事業に及ぼす影響

様式第4号（第10条関係）

番 号  
年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

申 請 者 住 所

申 請 者 氏 名

〇〇〇年度福岡県特産工芸品等産業産地補助金に係る  
補助事業の中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標  
記の補助事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、福岡県特産工芸品等産業産地  
補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 事 業 名
- 2 中止（廃止）する理由
- 3 中止の期間（廃止の時期）

様式第5号（第11条関係）

番 号  
年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

申 請 者 住 所

申 請 者 氏 名

〇〇〇年度福岡県特産工芸品等産業産地補助金  
に係る補助事業の遅延等報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標  
記の補助事業について、福岡県特産工芸品等産業産地補助金交付要綱第11条の規定に基  
づき下記のとおり報告します。

記

- 1 事 業 名
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 補助事業に要した経費
- 4 遅延等の内容及び原因
- 5 遅延等に対する措置
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定



様式第6号（第12条関係）

番 号  
年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

申 請 者 住 所

申 請 者 氏 名

〇〇〇年度福岡県特産工芸品等産業産地補助金に係る遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標  
記の補助事業の遂行状況を福岡県特産工芸品等産業産地補助金交付要綱第12条の規定に  
基づき別紙のとおり報告します。

別 紙

# 遂 行 状 況 報 告 書

年 9 月 3 0 日 現 在

## 1 補助事業遂行状況

事 業 名	実施予定時期・件数等	実施時期・件数等	実施内容の詳細

## 2 補助対象経費の執行状況

事 業 名	経 費 区 分	交付決定額	執行済額

## 3 補助事業の効果

様式第7号（第13条関係）

番 号  
年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

申 請 者 住 所  
申 請 者 氏 名

〇〇〇年度福岡県特産工芸品等産業産地補助金に係る補助事業の実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知を受けた標記補助事業を 年 月 日付けで完了（廃止・中止）しましたので、福岡県特産工芸品等産業産地補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金受領金額 金 円
- 3 補助事業の成果 別紙のとおり
- 4 総 表

(単位：円)

補助事業の内容	補助事業に要した経費	補助対象経費	補助金申請額
合 計			

(注) 仕入れに係る消費税等相当額がある場合は、上記5として次の算式を明記すること。

(補助金所要額－仕入れに係る消費税等相当額＝補助金額)

別 紙

- 1 事業区分の名称及び内容
- 2 補助事業者の名称
- 3 補助事業の収支

(1) 収 入

費 目	金 額 (円)
都道府県の補助金 事業協同組合等の資金 その他 ( )	
合 計	

(2) 支 出

区分及び費目	補助事業に 要した経費		補 助 対 象 経 費				補 助 金 充 当 額		
	計画額	実績額	計画額	流用額	流用後 計画額	実績額	計画額	交 付 決定額	実績額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
そ の 他									
合 計									

4 補助事業の実施内容及び補助対象経費内訳

(1) 後継者育成事業

ア 研修実績

区 分	研 修 日	研修時間	研修内容	受研人員	講師名	講師謝金	備考
	年 月 日	〇〇時間		〇人		円	
(合計)	延べ〇日間	(延べ〇時間)		延べ〇人		円	

(注) 1 受研者名簿を添付すること。

2 区分の欄は、例えば、デザイン部門、生活部門等の研修部門名を記入すること。

3 研修内容欄は、例えば、〇〇〇の伝統について、木目の組合せ方法について等、研修の具体的内容を簡単に書くこと。

イ 研修教材等諸費

教材等の品名	数 量	単 価	金 額	使 用 目 的	備 考
○ ○ ○ ○	○○個	円	円		
(合計)					

(注) 使用目的の欄には、その用途が特にまぎらわしいものについて、例えば、デザイン研修のための被写体等その具体的用途を簡単に書くこと。

(2) 技術・技法の記録収集・保存事業

ア 事業の具体的実施内容

イ 企画会議費

開催年月日	開催場所	出席人数	会議内容	経費内容	備 考
				円	
(合計)					

ウ 資料収集費

資料の名称	数 量	単 価	金 額	備 考
			円	
(合計)				

エ 記録メディア等・記録文献作成費

品 名	数 量	経費内訳	委員氏名	備考
		円		
(合計)				

(3) 原材料確保対策事業

ア 事業の具体的実施内容

イ 企画会議費・研究会費

開催年月日	開催場所	出席人数	会議内容	経費内容	備 考
				円	
(合計)					

ウ 原材料開発研究調査費

調査年月日	調査場所	参加人数	調査内容	経費内容	備考
				円	
(合計)					

区 分	経 費 内 容	備 考
報告書作成費	円 (合計)	
原材料収集・ 分析・調査費	円 (合計)	
外注費	円 (合計)	

(4) 需要開拓事業

ア 事業の具体的実施内容及び展示会の名称

イ 企画会議費

開催年月日	開催場所	出席人数	専門家氏名	会議内容	経費内容	備考
					円	
(合計)						

ウ 展示会開催事前準備費

区 分	実施時期	経 費 内 訳	備 考
		円	
(合計)			

エ 展示会開催事業費

開 催 時 期	開催場所	区 分	数 量	経費内容	備考
				円	
				円	
		(合計)		円	

オ 展示会成果検討費

実 施 時 期	実施場所	区 分	数 量	経費内容	備考
				円	
				円	
		(合計)		円	

(注) 1 実施した事業区分ごとに記載すること。

2 報告書、パンフレット等を作成した場合には、その資料を添付すること。

(5) 意匠開発事業

ア 事業の具体的実施内容

イ 企画会議費

開催年月日	開催場所	出席人数	専門家氏名	会議内容	経費内容	備考
					円	
(合計)						

ウ 意匠開発費

区 分	専門家氏名	コンサルタント内容	経費内訳	備考
			円	
(合計)				

区 分	品 名	種 類	ロット又は点数	経費内容	備考
新商品試作費				円	
(合計)					

エ 求評会開催事業費

開催年月日	開催場所	区 分	数 量	経費内容	備考
				円	
				円	
				円	
		(合計)		円	

オ 求評会成果検討費

開催年月日	開催場所	区 分	数 量	経費内容	備考
		検討委員謝金		円	
		検討委員旅費			
		会場費			
		会議費			
		(合計)			

区 分	数量・人数	単価	経費内容	備考
成果アンケート調査用紙印刷費			円	
アルバイト賃金			円	
印刷費			円	
報告書作成費			円	
翻訳費			円	
(合計)			円	

(注) 1 実施した事業区分ごとに記載すること。

2 報告書、パンフレット等を作成した場合には、その資料等を添付すること。

様式第8号（第15条関係）

番 号  
年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

申 請 者 住 所

申 請 者 氏 名

〇〇〇年度福岡県特産工芸品等産業産地補助金精算（概算）払請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標記の補助事業について、福岡県特産工芸品等産業産地補助金交付要綱第15条の規定に基づき、別紙精算（概算）払請求内訳書を添えて下記のとおり請求します。

記

1	交 付 決 定 額	金	円也
2	概算払受領済額	金	円也
3	今 回 請 求 額	金	円也
4	残 額	金	円也



精算（概算）払請求書事業別内訳書

(単位：円)

事業区分	補助対象経費 の区分	交付 決定額	概算払 受領済額	今回 請求額	残 額
後継者育成事業	研修講師謝金				
	研修講師旅費				
	職員旅費				
	研修旅費				
	研修教材等諸費				
	実習・指導費等				
	広報費				
	(小計)				
技術・技法の記録 収集・保存事業	企画会議費				
	資料収集費				
	記録メディア等・記 録文献作成費				
	(小計)				
原材料確保対策事 業	企画会議費				
	研究会費				
	原材料開発研究調 査費				
	(小計)				
需要開拓事業	企画会議費				
	展示会開催事前準備費				
	展示会開催事業費				
	展示会成果検討費				
	(小計)				
意匠開発事業	企画会議費				
	意匠開発費				
	求評会開催事業費				
	求評会成果検討費				
	(小計)				
合計					

様式第9号（第16条関係）

番 号  
年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

申 請 者 住 所

申 請 者 氏 名

〇〇〇年度福岡県特産工芸品等産業産地補助金  
に係る補助事業財産処分承認申請書

年度福岡県特産工芸品等産業産地補助金に係る補助事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、福岡県特産工芸品等産業産地補助金交付要綱第16条第1項の規定に基づき下記のとおり承認を申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 品目及び取得年月日
- 3 取得価格及び時価
- 4 処分の方法
- 5 処分の理由

（注）補助事業は、交付決定通知書において補助金の交付の対象となった事業を記入すること。

様式第10号（第17条関係）

番 号  
年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

申 請 者 住 所

申 請 者 氏 名

〇〇〇年度消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

福岡県特産工芸品等産業産地補助金交付要綱第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |   |                                      |   |
|---|--------------------------------------|---|
| 1 | 補助金額（知事が確定通知書により通知した金額）              | 円 |
| 2 | 補助金額の確定時における仕入れに係る消費税等相当額            | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2）                        | 円 |

- （注） 1 別紙として積算の内訳を添付すること。  
2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の10%相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。